○海上保安庁告示第百五十五号

航路標識の性質その他の変更について、航路標識法（昭和二十四年法律第九十九号）第六条の規定により、次のように告示する。

平成二十三年七月十四日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

名称　黒部港北防波堤灯台

位置

所在地　富山県黒部市（黒部港北防波堤外端）

北緯　三六―五三―二三

東経　一三七―二四―五三

変更した事項

光度　閃光実効光度七八カンデラ　不動光七カンデラ

光達距離　閃光五・〇海里　不動光二・〇海里

高さ　地上から構造物の頂部まで九・二メートル　平均水面上から灯火まで一三メートル

変更年月日　平成二十三年六月六日

○海上保安庁告示第百五十六号

水路業務法（昭和二十五年法律第百二号）第八条の規定に基づき、水路測量の実施について、次のとおり告示する。

平成二十三年七月十四日

海上保安庁長官　鈴木　久泰

一　水路測量を実施しようとする者の氏名又は名称及び住所　独立行政法人産業技術総合研究所　茨城県つくば市東一―一―一

二　水路測量を実施する区域及び期間

イ　区域

(イ)　北緯三五度四一分四五秒東経一三五度一分二〇秒、北緯三五度四三分三〇秒東経一三四度五九分、北緯三五度四二分三〇秒東経一三四度五八分、北緯三五度四一分一五秒東経一三四度五九分三〇秒の各点で囲まれる海域（陸域を除く）

(ロ)　北緯三五度四六分東経一三五度二分三〇秒、北緯三五度五四分三〇秒東経一三四度五五分、北緯三五度五二分東経一三四度五一分、北緯三五度四二分三〇秒東経一三四度五度七分の各点で囲まれる海域

ロ　期間　平成二十三年七月十四日から平成二十三年八月十一日まで

三　水路測量の実施方法　ＧＰＳによる測位、マルチビーム音響測深機による海底地形調査

四　航行船舶に対する安全処置

イ　水路測量に従事する船舶は、水路業務法施行規則（昭和二十五年運輸省令第五十五号）第六条に定める標識を掲揚

ロ　八管区水路通報第二十六号（平成二十三年七月八日発行）

○防衛省告示第百七十四号

日本国とアメリカ合衆国との間の相互協力及び安全保障条約第六条に基づく施設及び区域並びに日本国における合衆国軍隊の地位に関する協定第二条の規定によりアメリカ合衆国が使用を許される施設及び区域について、一部返還、共同使用、追加提供及び新規提供が平成二十三年七月十三日次のとおり決定された。

平成二十三年七月十四日

防衛大臣　北澤　俊美

陸上施設

◎一部返還

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
六〇一一	キャンプ・ハンセン	沖縄県国頭郡恩納村	国有	土地：約一〇八、〇〇〇平方メートル

平成二十三年四月二十八日

◎共同使用

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
三〇八三	厚木海軍飛行場	綾瀬市	国有	土地：約一六〇平方メートル　海上自衛隊が電力線及び通信線を埋設するため、共同使用する。
四〇九二	岩国飛行場	岩国市	国有 公有	土地：約二〇、〇〇〇平方メートル　土地：約六二、〇〇〇平方メートル　工作物：誘導路等　海上自衛隊が航空施設等として共同使用する。

◎追加提供

施設番号	施設名	所在地名	所有関係	摘要
一〇七五	帯広駐屯地	帯広市	国有	建物：約九〇平方メートル　浴場として追加提供する。　陸上自衛隊帯広駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
五一二〇	日出生台・十文字原演習場	由布市	国有	建物：約一五〇平方メートル　食厨として追加提供する。　陸上自衛隊湯布院駐屯地の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
五一二二	大村飛行場	大村市	国有	建物：約一〇平方メートル　油脂庫として追加提供する。　海上自衛隊大村飛行場の施設の一部を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として提供する。この場合において、合衆国軍隊がこの施設及び区域を使用している期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。
六〇一一	キャンプ・ハンセン	沖縄県国頭郡金武町	国有 国有	建物：約四四〇平方メートル　工作物：囲障等　消火訓練施設として追加提供する。

海上演習場関係

◎新規提供

むつ湾訓練区域

一　区域

次の各点を順次に結ぶ線によって囲まれる区域（水域及び空域）。ただし、空域は、高度六一〇メートル以下とする。

1　北緯四一度〇九分一二秒、東経一四一度〇七分一二秒

2　北緯四一度〇五分五三秒、東経一四一度〇八分二八秒

3　北緯四一度〇四分〇二秒、東経一四〇度五九分五九秒

4　北緯四一度〇七分二二秒、東経一四〇度五八分四三秒

二　用途

本区域は、海上自衛隊と共同で実施する掃海訓練のために使用される。

三　摘要

本区域を、地位協定第二条第四項(b)の適用ある施設及び区域として、平成二十三年七月十四日から同月二十六日までの間提供する。この期間中は、地位協定の関連ある条項が適用される。

七月八日発行）